

令和5年

三好市教育委員会 9月定例会

日 時 令和5年9月26日（火）午後2時00分
場 所 三好市教育委員会 会議室

「ふるさと郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三 好 市 教 育 委 員 会

令和5年三好市教育委員会9月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和5年三好市教育委員会8月定例会会議録の承認について

4 議案

第22号 三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和5年8月18日～令和5年9月25日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
三好郡・市中学校弁論大会	8/18	三好教育センター	
臨時管區別教育長会	8/28	東みよし町教育委員会	※
議会(開会)	9/4	本庁	※
序議	9/6	〃	
中学校文化祭・各幼小中運動会・体育祭	9/2～10/8	各幼・小・中学校	
議会(一般質問・議案質疑)	9/12・13・14	本庁	
議会(文教厚生委員会)	9/15	〃	
敬老会	9/18	総合体育館	
議会(閉会)	9/25	本庁	

【行事予定】

県教委学校訪問	9/21(木)～10/12(木)	各小中学校
ジオパーク役員会	10/2(月) 15:00	総合体育館
市民大学講座(月亭方正)	10/14(土) 13:30	三野体育館
第2回管區別教育長会	10/18(水) 10:00	東みよし町
ジオパーク臨時総会	10/20(金) 13:30	山城公民館
定例教育委員会	10/24(火) 14:00	教育委員会室

報 告

臨時代理の報告について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により別紙のとおり臨時に代理をしたので、第4条の規定により報告する。

令和5年9月26日提出

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

教育委員会の議決事項の臨時代理について

三好市教育委員会事務委任規則第3条の規定により緊急やむを得ない事情により委員会の議決を受けることができないと認めるので、次のとおり臨時に代理する。

三好市教育委員会
教育長 竹内 明裕

令和5年9月6日臨時代理

三好市教育振興計画審議会の委員の委嘱または任命

別紙のとおり

三好市奨学生選考委員会の委員の委嘱または任命

別紙のとおり

三好市第2期教育振興計画(後期計画)審議会名簿

【令和5年度】

	氏 名	所 属	備 考
1	大泉 真二郎	社会教育	三好市社会教育委員長
2	向井 敬治	学識経験者	学識経験者(元学校長)
3	東口 栄二	学識経験者	学識経験者(行政)
4	藤村 拓	保育所P	保育所・認定こども園代表(西井川保育所)
5	三宅 雅春	幼稚園P	幼稚園PTA代表(池田幼)
6	田原 典郎	小学校P	小学校PTA代表(池田小)
7	木村 公明	中学校P	中学校PTA代表(池田中)
8	川口 好美	婦 人	三好市連合婦人会長
9	杉本 孝司	文 化	三好市文化協会会长
10	細田 仁奈	商 工	阿波池田青年会議所理事長
11	細川 陽一	ス ポーツ	三好市スポーツ少年団本部長
12	小笠原 智	人権教育	三好市人権教育推進協議会会长
13	高岡 直史	市 民	市民公募委員
14	川人 正恭	市 民	市民公募委員
	近藤 嘉男	三好市教育委員会	教育次長・三好市給食センター所長
	岡田 由紀	三好市教育委員会	学校教育課長
	豊永詩保子	三好市教育委員会	社会教育課長
	南 明枝	三好市教育委員会	学校教育課主任主査

三好市奨学生選考委員会委員等名簿

令和5年度

(敬称略)

番号	区分	役職名	氏名	備考
1	市議會議員	三好市議会 文教厚生委員長	三木 和弘	
2	市議會議員	三好市議会 文教厚生副委員長	徳川 一広	
3	教育長	三好市教育長	竹内 明裕	
4	教育委員	三好市教育長職務代理	深田 晃司	
5	教育委員	三好市教育委員	向井 ひろみ	新任
6	教育委員	三好市教育委員	大北 慶子	
7	教育委員	三好市教育委員	竹内 大介	
8	教育委員	三好市教育委員	石井 一次	
9	市立中学校長	三好市中学校校長会 会長	窪田 和弘	新任
10	市立中学校長	三好市中学校校長会 副会長	大畠 知	新任
11	学識経験者	徳島県立池田高等学校長	臼井 公仁	
12	学識経験者	徳島県立池田支援学校長	名山 泰子	新任
-	事務局	教育次長	近藤 嘉男	
-	事務局	学校教育課長	岡田 由紀	
-	事務局	学校教育課	川人 育代	

議案第22号

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則について
三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則を次のように定める。

令和5年9月26日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則の一部を改正する規則
三好市立小学校及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則(平成18年三好市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別表(第2条関係)		改正前		改正後	
地区名	小学校	地区名	小学校	地区名	小学校
清水、加茂野宮	王地小学校	清水、加茂野宮	王地小学校	王地小学校	王地小学校
芝生、勢力、太刀野(東川原)、太刀野山(花園)	芝生小学校	芝生、勢力、太刀野(東川原)、太刀野山(花園)	芝生小学校	芝生小学校	芝生小学校
太刀野(東川原を除く。)	芝生小学校	太刀野(東川原を除く。)	芝生小学校 太刀野分校(休校)	芝生小学 校太刀野 分校(休 校)	芝生小学 校太刀野 分校(休 校)
太刀野山(東谷・大屋敷)、加茂野宮(滝の奥)	東谷小学校	太刀野山(東谷・大屋敷)、加茂野宮(滝の奥)	芝生小学校	芝生小学	東谷小学

太刀野山(藤黒・中屋・栗林・大平・川又・芝生小学校 田野々・井の久保・馬瓶・土釜)	校(廃校) 太刀野山 小学校(廃 校)	太刀野山(藤黒・中屋・栗林・大平・川又・ 田野々・井の久保・馬瓶・土釜)	芝生小学校 太刀野山 小学校(廃 校)
トウゲ、ヤマダ、クヨウジ、シマ、マチ、シ池田小学校 ンマチ、ハヤシ、トウリン、ウエマツ、ヲウ トウ、サラダ、ウエノ、イケミナミ、シンヤ マ、イタノ (自治会名)西山浜	トウゲ、ヤマダ、クヨウジ、シマ、マチ、シ池田小学校 ンマチ、ハヤシ、トウリン、ウエマツ、ヲウ トウ、サラダ、ウエノ、イケミナミ、シンヤ マ、イタノ (自治会名)西山浜	(自治会名)只安、安広、洞草	池田小学校 西山小学 校(廃校)
池田小学校 (自治会名)只安、安広、洞草	池田小学校 西山小学 校(廃校)	(自治会名)馬場東、馬場西、馬場中央	池田小学校 馬場小学 校(廃校)
(自治会名)馬場東、馬場西、馬場中央 (自治会名)ノロウチ上、ノロウチ中、ノロウチ下	池田小学校 馬場小学 校(廃校) 野呂内小 学校(廃 校)	(自治会名)ノロウチ上、ノロウチ中、ノロウチ下	池田小学校 野呂内小 学校(廃 校)
(自治会名)川崎込、川崎空東、川崎空西、西池田小学校又 は白地小学校 田	川崎小学 谷、有利空、有利八幡、有利込、有利西、京 田	(自治会名)川崎込、川崎空東、川崎空西、西池田小学校又 は白地小学校 田	川崎小学 谷、有利空、有利八幡、有利込、有利西、京 田
(自治会名)山貝、千足、出合、石内上、石内池田小学校又 は白地小学校 下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本 名上、本名下、大申下、大申上	出合小学 下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本 名上、本名下、大申下、大申上	(自治会名)山貝、千足、出合、石内上、石内池田小学校又 は白地小学校 下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本 名上、本名下、大申下、大申上	出合小学 下、上尾後、下尾後、黒川、五軒、宮石、本 名上、本名下、大申下、大申上
(自治会名)林、和田、宮、中央、中西、上、池田小学校、 高毛、沼谷、大宗、有安、境谷	佐野小学 白地小学校又 は馬路小学校	(自治会名)林、和田、宮、中央、中西、上、池田小学校、 高毛、沼谷、大宗、有安、境谷	佐野小学 白地小学校又 は馬路小学校

(自治会名) 東部、東部第2、中部一、中部二、 西部北、西部南、土用、西部第2、上ノ段、 下ノ段、中津、入体、峰ノ久保、木屋床、落、 舟原、中尾、下野呂内東、下野呂内西	署藏小学校	(自治会名) 東部、東部第2、中部一、中部二、 西部北、西部南、土用、西部第2、上ノ段、 下ノ段、中津、入体、峰ノ久保、木屋床、落、 舟原、中尾、下野呂内東、下野呂内西	署藏小学校
(自治会名) 北名、天神丁、栄、中、大西、城、 白地小学校 三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保 東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、 峰、敷ノ上、太和川、光陽台	(自治会名) 北名、天神丁、栄、中、大西、城、 白地小学校 三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保 東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、 峰、敷ノ上、太和川、光陽台	(自治会名) 北名、天神丁、栄、中、大西、城、 白地小学校 三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保 東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、 峰、敷ノ上、太和川、光陽台	(自治会名) 北名、天神丁、栄、中、大西、城、 白地小学校 三好橋、橋ノ谷、聖野、フコヲベ、井ノ久保 東、井ノ久保上、井ノ久保旭、井ノ久保栗野、 峰、敷ノ上、太和川、光陽台
(自治会名) 朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ 馬路小学校 下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉	(自治会名) 朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ 馬路小学校 下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉	(自治会名) 朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ 馬路小学校 下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉	(自治会名) 朝日、堂面、日の出、天神、宮ノ 馬路小学校 下、境宮、上浦、峯友、双子布、大泉
(自治会名) 北一、北二、北三、中一、中二、 高戸星、久保、中西南、漆川橋、梅ノ谷(藤 下より下)、宮平、国烟、大田、久尾	三縄小学校	(自治会名) 北一、北二、北三、中一、中二、 高戸星、久保、中西南、漆川橋、梅ノ谷(藤 下より下)、宮平、国烟、大田、久尾	三縄小学校
(自治会名) 梅ノ谷(藤下より上)、南谷、小林、 漆川小学校 北谷、越替、大川北、大川南、中津川 下川、大川持、引地、末貞、岩戸、国政、重山城 寒・殿野・白川口、川口	三縄小学校 漆川小学校 (廃校)	(自治会名) 梅ノ谷(藤下より上)、南谷、小林、 漆川小学校 北谷、越替、大川北、大川南、中津川 下川、大川持、引地、末貞、岩戸、国政、重山城 寒・殿野・白川口、川口	漆川小学校 (廃校)
中野、有宮、光兼、仏子、尾又、栗山 大和川、若山、寺野(東向)	山城小学校 河内小学校 (廃校)	中野、有宮、光兼、仏子、尾又、栗山 大和川、若山、寺野(東向)	山城小学校 河内小学校 (廃校)
大月、大谷、佐連、茂地、小川谷、大野、信 正、八千坊、頼広、黒川(城山を除く。) 赤谷、平野	大野小学校 (廃校)	大月、大谷、佐連、茂地、小川谷、大野、信 山城小学校 正、八千坊、頼広、黒川(城山を除く。) 赤谷、平野	大野小学校 (廃校)
	平野小学校 (廃校)	山城小学校 (廃校)	平野小学校 (廃校)

寺野(東向を除く。)、相川、政友、柴川、瀬山城小学校 貝、脇、黒川(城山)	政友小学校(廃校)	寺野(東向を除く。)、相川、政友、柴川、瀬山城小学校 貝、脇、黒川(城山)	政友小学校(廃校)
水無、内六(尾又を除く。)、赤野、柿野尾、下名小学校 日浦、大黒、川成、下名影、南日浦・境谷、 下名団地		水無、内六(尾又を除く。)、赤野、柿野尾、下名小学校 日浦、大黒、川成、下名影、南日浦・境谷、 下名団地	
大津、峯、上西宇	下名小学校	大津、峯、上西宇	下名小学校
津屋、平、平上、羽瀬、上名影、内六(尾又)	下名小学校	津屋、平、平上、羽瀬、上名影、内六(尾又)	下名小学校
旭町、浜東、浜西、新町、仲ノ町、本町、中村東、中 村西、中村南、流堂、下吹、上吹、安田、三 櫻尾	井辻小学校	旭町、浜東、浜西、新町、仲ノ町、本町、中村東、中 村西、中村南、流堂、下吹、上吹、安田、三 櫻尾	井辻小学校
正夫、大森、大久保、馬路、倉石、辻小学校 松舟、向、井内坊、中津、吉木、馬場、平、 岩坂、冬、桜、知行、荒倉、駒倉、下影、上 野住、下野住、上西ノ浦、下西ノ浦、色原、 北地、尾越、杉ノ木、段地	井内小学校(休校)	正夫、大森、大久保、馬路、倉石、辻小学校 松舟、向、井内坊、中津、吉木、馬場、平、 岩坂、冬、桜、知行、荒倉、駒倉、下影、上 野住、下野住、上西ノ浦、下西ノ浦、色原、 北地、尾越、杉ノ木、段地	井内小学校(休校)
女法寺、吉本、北内、出ノ上、森、近金、長 尾、相知、西井川坊、須賀、末、里川東、里 川西、里川本村	西井川小学校	女法寺、吉本、北内、出ノ上、森、近金、長 尾、相知、西井川坊、須賀、末、里川東、里 川西、里川本村	西井川小学校
和田、佐野、小島、上釣井、今井、東祖谷小学校 高野、京上、林、下浦、大枝、若林、阿佐、 麦生土、櫻尾、梅の峰、小川、古味、新居屋、 大西、元井、久保東、久保西、久保陰、かづ		和田、佐野、小島、上釣井、今井、東祖谷小学校 高野、京上、林、下浦、大枝、若林、阿佐、 麦生土、櫻尾、梅の峰、小川、古味、新居屋、 大西、元井、久保東、久保西、久保陰、かづ	

ら原、西山、中上、九鬼、落合南、落合東、落合西、下瀬下、釜ヶ谷、栗枝渡、下瀬上、奥の井、栗枝渡奥、菅生陰、菅生陰奥、菅生日浦奥、菅生日浦中、菅生日浦下、名頃、深渕

ら原、西山、中上、九鬼、落合南、落合東、落合西、下瀬下、釜ヶ谷、栗枝渡、下瀬上、奥の井、栗枝渡奥、菅生陰、菅生陰奥、菅生日浦奥、菅生日浦中、菅生日浦下、名頃、深渕

谷間、吾橋上、吾橋下、西名、中屋、土日浦、櫟生小学校
尾井ノ内、戸ノ谷、冥地、重末日浦、重末蔭、櫟生小学校
一宇南、一字北、一字枝、田の内上、田の内下、田丸、下名、小祖谷東、小祖谷西、坂瀬、有瀬上、有瀬下、谷間、今久保、中尾、閑定、名越、善徳東の東、善徳東の西、善徳西の東、善徳西の西、善徳かづら橋、徳善、西岡、後山

中学校

地区名	学校名	備考	地区名	学校名	備考
三野町内全域	三野中学校		三野町内全域	三野中学校	
池田町内全域	池田中学校		池田町内全域	池田中学校	
山城町内全域	山城中学校		山城町内全域	山城中学校	
井川町内全域	井川中学校		西祖谷山村内全域	西祖谷中学校(休校)	
東祖谷内全域	東祖谷中学校				
西祖谷山村内全域	西祖谷中学校				
			井川町内全域	井川中学校	
			東祖谷内全域	東祖谷中学校	

(備考) この表において、地区名が自治会名で規定されている場合は、自治会の存するおおよその区域とする。

(備考) この表において、地区名が自治会名で規定されている場合は、自治会の存するおおよその区域をその地区とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。